

文化審議会第15期文化政策部会（第6回）5F7会議室

平成29年11月24日

【湯浅部会長代理】 ただいまより、文化審議会第15期文化政策部会第6回を開催いたします。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

議事に入る前に、本日の流れについて事務局より御説明をお願いします。

【松永専門官】 お手元にごございます机上配布資料という1枚紙を御覧ください。本日の文化政策部会は文化芸術関係団体からのヒアリングを行うということで、会場を二つに分けた形式で開催いたします。会場が二つに分かれておりますので、本日こちらの会場につきましては湯浅文化政策部会長代理に議事進行をお引き受けいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

各会場ではヒアリングを前半と後半の2回に分けて、それぞれ約1時間行いたいと思いますが、2回のヒアリングの終了後は委員のみで本日のヒアリングの総括、それから書面によるヒアリングの意見、審議経過報告などについて自由討議をしていただきたいと考えております。全体で2時間45分ということで予定しておりますが、こちらの会場はヒアリング数も少なめですので、進行具合によっては早めに終了することも考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、文化芸術関係団体からのヒアリングに入りたいと思います。前半のヒアリング団体として日本博物館協会、全国伝統的建造物群保存地区協議会、日本イコモス国内委員会の皆様に御出席いただいております。お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。

初めに皆様全員から御発表いただいた後に意見交換の時間を設けたいと思います。御発表は約5分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まずは、日本博物館協会専務理事の半田様から御発表をお願いします。

【半田日本博物館協会専務理事】 御紹介いただきました、公益財団法人日本博物館協会の半田と申します。よろしくお願いいたします。

本日述べさせていただく意見の概要につきましては、資料2-1としてお手元に配布させていただきます。この文化芸術基本法の理念に示された文化芸術立国の実現に際しましては、博物館が果たすべき役割は非常に大きく、博物館自体が重要な機能を担っていることを私どもも認識しているところでございます。

私もこの美術ワーキングの中で委員としてお手伝いをさせていただいてきておりますが、今回の5か年計画の概要等の中におきましても美術館、博物館の機能の充実、それから役割については、個別ではなく横断的な施策として位置付けられていますので、これについては博物館界挙げて努力してまいりたいと思っております。片や、現状博物館

が求められる機能を発揮していくためには、解決すべき課題が数多く存在していることも事実でございます。

そのために文化芸術推進基本計画第1期においては、以下に述べさせていただくより具体的な施策を明記した上で、速やかに実施に移していくことが必要不可欠であると認識しているところでございます。

1番目に述べさせていただきたいのは博物館法の見直しと、博物館行政の体制整備という点でございます。基本計画の推進に求められております博物館の役割を着実に果たすためには、運営形態の多様化と、博物館を取り巻く状況が非常に大きく変化している中で、運営の実態から乖離（かいり）している今の現行博物館法を抜本的に見直すこと、そして新たな博物館法の在り方を検討していくことが求められます。このことは、2019年9月に京都で開催予定しておりますICOM（国際博物館会議）大会を見据えた視点からも、文化芸術立国として世界に恥じない博物館行政の体制作りが急がれていると認識しております。

その際には、資料に挙げた提言や国内外の動向を参照しながら、現場の状況を十分に把握した上で個々の博物館の組織運営や事業全体について、定量的な指針だけではなく、定性的な視点からも適正に事業評価できる基準と体制を整備して、博物館の振興に資しているような制度となるように考慮することが求められると考えてございます。

2番目ですが、文化財の適時、適切な保存ということを挙げさせていただきました。文化芸術基本法が目指す中長期的な視点におきまして、文化財の活用というのは非常に重要なテーマと考えておりますが、基本的に保存なくして活用なしという前提に立った上で、保存機能を担う博物館の多くが収蔵施設の不足や施設の老朽化、保存を担う専門人材の不足等保存に関する深刻な課題を抱えている現状がございます。基本計画におきましては、現在進行中の文化財保護法の改正に向けた検討との連携を十分にとりいただいで、具体的な施策を展開することが必要であると考えております。

3番目として国内外展覧会等、発信事業の推進という点を挙げさせていただきました。文化財の保存に十分な対応がなされるということ为前提として、文化財の価値を広く内外に発信するために海外での展覧会事業のさらなる充実、これは今も力を入れてお進めいただいでいるところでございますが、併せて国内のより多くの地域の博物館が基本法の理念を理解して、各博物館が主体的に文化芸術振興に関わる環境を醸成するためにも、海外との交流展の開催等の事業に参画できるための多様な支援の仕組みを整備することが必要であるとと考えております。

最後、4番目に文化芸術立国の実現に向けてという項目を立てさせていただきました。この基本計画の推進につきましては、文化芸術振興のそもそもの担い手・主役である国民一人一人の理解が不可欠であると考えております。基本計画に、基本法の理念や基本計画の施策の国民への周知、理解促進に関する事業を具体的に実施していくことを加えていただいで、着実に周知を図り、理解を推進することが必要ではないかと考えます。

また、文化芸術推進により文化芸術立国への歩みを着実に進めていかれるためにも、基

本計画そのものが施策一覧とか白書というような性質のものではないわけでございますので、その進捗を評価する指標の一つとして国の文化予算を、例えば5年間で現在の1.5倍に引き上げるといった計画全体としての具体的な数値目標を掲げることも是非御検討いただきたいと考えております。

以上、雑駁（ざっぱく）ですが、とりあえず意見を発表させていただきます。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

続きまして、全国伝統的建造物群保存地区協議会副会長の岡本様、よろしく申し上げます。

【岡本全国伝統的建造物群保存地区協議会副会長】 よろしく申し上げます。宮崎県日南市の教育委員会、岡本と申します。

全国伝統的建造物群保存協議会は皆さん御承知のとおり、国の重要伝統的建造物群保存地区は、現在全国で117地区ございますが、この選定を受けた市町村の協議会でございます。レジュメにも書いてございますが1975年（昭和50年）の文化財保護法改正以来40年間、面として歴史的な建造物を保存・修理して、その活用を図ってきた団体でございます。その中で、今回の文化芸術推進基本計画の中にもうたわれており計画策定の大きな動機ともなっております文化芸術を観光とかまちづくりや地域振興に活（い）かすという観点からしましても、この40年間、重要伝統的建造物群保存地区が果たしてきた役割は少なくないと自負しておるところでございます。

なぜならば、町並みを守るということは、そこに住んでおられる住民の生活、営みがあり、その地区住民と行政、そしてそれを支える研究者、この三者が協働しながら町並みを守ってきた。そうした地区住民の生活の中に、伝統的な文化とか地区が培ってきた歴史、そして何よりも歴史的な建造物そのものが残っているわけでございます。それをずっと守ってきたのが我々、伝建協、伝建地区であると考えておるところです。

とりわけ最近東京オリンピックを目指して、観光ビジョン実現プログラムの中で文化財を観光化する、観光資源として活用するために、最近歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォースの中でもございますように、伝建地区を中心とした全国200か所の観光拠点づくりを実施するとすると、伝建地区がその中心的な役割を果たす中で、我々が課題に思っているいろいろな事柄がございます。レジュメの意見に書いてございますように、京都、高山、金沢など、既に観光的に大きく人を集める、外国人観光客の方がたくさん見えておられるところがありますが、大半は小さな市町村、町村の伝建地区でございます。少子高齢化によるコミュニティの衰退等いろいろな問題がありまして、その中で地域が、そういう歴史の町並みを観光やまちづくりに活かしていくためには市町村、それから地区住民の役割だけではなかなか担えないと、維持できない現状がございます。

そうならば、国をはじめとするいろいろな支援が必要です。具体的には伝建地区の歴史的建造物を修理するだけではなくて、修景とか地域振興など町並み全体のマネジメントを担うような専門的な職員の育成や、それから何よりも本物の町並みを残すことが必要です。

観光に特化していろいろな形で町並み、歴史的な建造物に手を加え過ぎると、自分たちで自分たちの首を絞めかねない。ですから、できるだけ後世に長く、今まで命を保ってきた歴史的な建造物をこれから先も後世に伝えようと思うと、やはり本物でないといけない。ですから、その本物を残し続ける人材の育成がどうしても必要であると考えております。

今回の文化芸術推進基本計画の中に創造・発展・継承と教育という文言がございました。参考資料の写真を見ていただくと、1番上に祭りを2点ほど、篠山と伊根の祭り、それから下はイベント、角館は観光です。それから八日市護国の土間たたきは子供の学習活動、次のページには、私ども日南市の古民家を活用した宿泊施設、それから企業のサテライトオフィスもやっております。白川村はコミュニティ活動の例です。

このようにずっとこの40年間、こういう形で伝建地区の各地区がいろいろな取組をやってきて守ってきたもの、これを未来にも伝えていくためにはやはり人材育成、それから町並みそのものを後世に伝えるための様々な仕組み、国の支援等が必要であると思います。とりわけそういうことをお願いするために、今後5年間に講ずべき文化芸術に関する具体的な施策に、そのような支援を入れていただければということをお願いする次第です。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

それでは、日本イコモス国内委員会事務局長、矢野様、よろしく申し上げます。

【矢野日本イコモス国内委員会事務局長】 日本イコモス国内委員会事務局長の矢野でございます。ここに岡田副委員長も同席しております。

イコモスという団体は国際NGOでございます、日本イコモス国内委員会は国際NGOの支部ではなくて、独自に活動もする団体でございます。私どもはそういう国際NGOの一端を担うという意味からも、少し意見を差し上げたいと思っております。一応20項目あるものですから全部は説明し切れないかもしれませんが、許す限りの御説明をしたいと思えます。

まず、文化芸術の推進というのがやはり当然経済の充実のためというのはもちろんあるのですが、文化芸術それ自体の振興が第一義の目的であるべきだろうと、これはもうどなたも認識されることではないかと思えます。

まず20項目の中をざっとお話ししたいと思えますが、効果的な投資という言葉が結構あるのですが、経済的な効果だけを期待するというお考えではないとは思いますが、そういうふうにとられかねないところがあることが少し心配な点であります。総合的な文化財や伝統文化等の本質的な価値を踏まえた投資をしなければ効果的な投資にはならないということだと思います。

それから、効果は数値だけではない。先ほども言われた方もいらっしゃいますが、定量的なものではなくて、測る方法としてはやはり定性的、別の方法もきちんと考えないと、定量的な効果だけでは測れないということです。

それから投資は、投資の内容をもう少し具体化した方がいいのではないかと。公的・社会的支援や活動資金供給など、これは一つの例ですが具体的な説明が必要ではないかという

こと、これは次の段階でされることかもしれませんが。

それから、科学技術のイノベーションというのはとてもすっきりくるのですが、文化芸術のイノベーションというのは何ぞやということもきちんと考えなければいけないのではないかと思います。

それから新しい人材、専門家が足りません。特に文化財の分野でも足りません。これは保存と活用の両方が分かる人間が本当は必要だということです。活用を考える人材と保存の方の人材とが少しまだばらばらな状態、これをどうするかは、恐らく教育の問題だろうとも言えます。ですから、大学等研究機関と連携した教育のプログラムが必要だろうということです。

それから、やはり文化芸術は相互理解、お互いにリスペクトすることが必要であって、都市、地域の品格を保つことが結果として文化的な観光に役立つのではないかと。今かなり外国人が来ているところも、そういうベースがあったからこそたくさん人が来ているということだと思います。

それから、国際援助についてはほとんど文言がなかったといいますか、期待される交流と平和への貢献というユネスコが求めているようなところ、そういうところは非常に今後でも大事な、日本だけじゃないところで国際貢献していかなくてはいけないということが言えます。

それから、正確な調査、評価、保存活用計画等の格段の充実という、上滑りにならない計画が地方創生のためには不可欠であろうということだと思います。今までも文化庁の中でいろいろなところで歴史文化基本構想などをやられていますが、その次のステップをどう考えるかという問題だと思います。

それから、省庁間の連携が大事であろうと。

それから、やはり計画というのはロードマップがあって初めて成り立つので、ロードマップをきちんと構築していただきたいということだと思います。

それから、官民をつなぐプラットフォームというか、特に中間支援団体、民間における中間支援団体、これはいろいろな組織があると思いますが、その位置付けと、それらを充実させることは、この実現のために大変重要な役割を担うことは間違いないということだと思います。

それから、そのあとに少し付け加えさせていただくならば、国家予算に対する文化芸術の比率が諸外国、先進国の中でも日本の場合は低いと言われております。特に国だけじゃなくて地方自治体においては、低い状態であることを認識した上で作っていなければいけないだろうということです。

それから、国の担うべき姿と地方自治体の関係を今後明確にして、具体的にしていっていただきたいということです。

それから、やはり世界遺産におけるバッファゾーンのような、文化財とその周辺環境が一体となった保全についての言及が必要だろうということです。今まで、文化財保護法の

改正というこれからのスケジュールもありますが、いわゆる周辺環境が恐らく国土交通省関係の景観条例等だけでやられているということなので、もっときちんとした位置付けが必要だろうと思われま

す。それから、世界遺産条約、これは今のバッファゾーンと絡むのですが、世界遺産条約やハーグ条約等の国際条約の位置付けと国内法との関係というのがいまいち明確ではない。例えば世界遺産の中ではバッファゾーンの中での開発に対していろいろ問題が起きております。それに対する位置付け、世界遺産というのは条約でござい

ますので、それを履行しなければいけない、それと国内法でどれだけ担保できるかというのは、なかなかこれは簡単なことではないので、それを明確にしてほしいということ。

それから、もう一つ最後に付け加えさせていただくならば、災害時の、特に今回の東日本大震災や熊本地震では、例えば登録文化財という制度が機能しております。災害時には文化芸術、特に地方文化や文化財に対する被害が大きかったわけですが、この復旧・復興についての言及はどこかでやっていただかないといけないのではないかと思います。

以上、20項目について、少し時間が押しましたが説明させていただきました。ありがとうございました。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。3団体の皆様、御説明ありがとうございました。

それでは、少し意見交換の時間を設けたいと思いますが、委員の皆様より御質問又は御意見、コメントなどありましたらお願いします。

三好委員、お願いします。

【三好委員】 3団体の皆さん、ありがとうございました。それぞれの団体に固有の話と、ある程度共通する話があったかと私は受け止めさせていただきました。まずそれぞれ固有の話を、全部聞いて答えてもらった方がいいですかね。

【湯浅部会長代理】 そうですね。

【三好委員】 では、先に質問だけまとめてさせていただきます。最初の博物館協会さんですが、私、少し不勉強で、今年の3月とか7月に

出された協会さんとか学会会議の御提言というのを十分に承知していないので、特にポイントとしてこういうことが具体的に改正内容だ、提案だというのがあれば幾つか教えていただければ有り難いと思います。それから2番目の伝建地区、これも私は非常に興味、関心を持っているところなのですが、これは協議会さんにお聞きするのがいいのか、本来は文化庁なのかは分かりませんが、現在115地区あるわけですが、将来的にどれぐらいの数がいいのか、あるいは今後どのように展開していくのかというあたりがもし分かれば、有り難いかなと思います。

それから3番目のイコモスさんは20項目を非常に丁寧に御説明いただきまして、ありが

とうございます。特に、上から数えると 10 番目になるのですが日本遺産の話が出てきていて、これは伝建地区とも関係するかもしれないのですが、日本遺産というのを文化庁が立てられたのはいいのですが、いまいち日本遺産そのものの概念が私は不明確なような気がしていて、趣旨は分かるのですが、実際にほかの制度との関係が整理されていないのではないかとこの疑問を持っているのですが、その辺についてイコモスさんはいかにお考えなのか、まずそれぞれに対する御質問で、あと共通の質問としては人材の話が結構大きいと、これは基本計画を議論する中でも、今回は人材の話が相当いろいろ議論になっているのですが、人材のところでもう一步それぞれのお立場から踏み込んで、こういう人材に関してもう少し具体的なお話をしていただければ有り難いかと思います。例えば伝建地区さんのところで伝建専門員というお話が出ていますが、これはどういう人なのか、それはどういう人材で、どういうふうな位置付けになっているのか、もしその辺も併せてお話しただければと思います。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

そうしましたら、まず最初に個別の御質問があったかと思しますので、一番最初に博物館協会の半田さんの方から提言のポイントなど幾つか御紹介いただければと思います。

【半田日本博物館協会専務理事】 ありがとうございます。文部科学省の社会教育調査によりますと、日本全体で 5,690 という博物館が存在しているというデータがあります。一方、博物館法の中におきましては登録博物館と博物館相当施設、博物館類似施設という 3 類型に分けられるわけですが、登録博物館の数は 895、それから博物館相当施設が 361 で全体の約 2 割しかなく、残りの 4,434 という施設が類似施設と位置付けられており、登録制度自体が形骸化しています。この登録制度が、新しい博物館法の改革を目指す柱であるわけですが、そもそも昭和 25 年に文化財保護法が制定されて、文化財保護委員会等が設定されていく中で、国立博物館が翌年に施行されました博物館法の対象からは除外されたという経緯がございます。そういった意味で、今回文化財保護法を改正していくために、保存と活用といういわば車の両輪をきちんと博物館、美術館が担っていくという前提の中では、保存に関する制度と、博物館全体の運用に関する制度がきちんと機能する方向に行かなくてはいけないのですが、博物館法についてみると、非常に現場の運営が多様化していく中で現実の運営と乖離している部分が多くございます。今御紹介した登録・相当施設の数もそうなのですが、基本的に目指すべき法律に求められるのは、サポートとコンサルだろうと考えています。基本的な要件を満たしている博物館を何らかの形で登録博物館あるいは認定博物館のような形で位置付け、その中で国立館、都道府県館、あるいは市町村の博物館、それから私立ももちろんありますが、そうした規模、レベルによってそれぞれの博物館が担う役割をきちんと明確にしていくことが必要です。その中で、文化財保護法の方向性もそうなのですが、市町村のような基礎自治体にやるべきことが集中してしまうと、もう現在でもパンクしているものが全く機能しないで机上の空論で終わらないようにするためには、地域のコアとしての都道府県、全体のセンター的な国立がそれぞれにどういう機

能を果たしていくのかという構図を作りながら、一つ一つの博物館の足りないところを全体のシステムとしてフォローアップしてサポートしていける登録制度というものが求められていると思います。

平成 20 年の法律改正の時点でも、参議院での附帯決議として登録制度については速やかに継続的な検討を進めることとされていたのですが、その後の検討も進んでいませんので、今回文化財保護法と両輪をなす法律として是非前向きに御検討いただきたい。

後の御指摘にもあった人材に関わる部分ですが、博物館には学芸員という専門職員がおりますが、この学芸員の養成と配置等につきましても、今の博物館法においては平成 20 年の改正で、大学で単位を取得する学芸員の勉強する単位数が 19 単位に増えたということはあるのですが、学芸員資格の根本的な付与の方法や養成の在り方等についての基本的改革は見送られたこともあり、現行の博物館法においては登録制度と学芸員制度が 2 本柱で改革のターゲット、検討課題になっている現状だと考えております。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

続きまして、岡本様、よろしくお願いします。

【岡本全国伝統的建造物群保存地区協議会副会長】 伝建制度については参事官の方にお答えいただいた方が適当ではないかと思えます。

【豊城参事官】 建造物を担当している参事官、豊城と申します。

重伝建地区というのは、国においてはおよそ全国にどれくらいあるかというのは把握しています。今件数は分からないのですが、そういった中から市町村が伝建地区を設定して都市計画の中で位置付けて、保存していこうという市町村の意向を踏まえて、申出があった場合に国が選定という動きになっています。ですので、数的には近世、戦前ということで無制限なく増えるということはないです。ただ、市町村がしっかり保存していく意向を固めて選定申出されてきたものはしっかりこちらも受け止めたい。今問題なのが、もう 40 年近くなるのですが、保存について技術的な面をしっかりとしていなくてはいけない、先ほど言ったように人材育成が必要である。そういう中で、数が増えてきたのでブロックごとのいろいろな研修会とかが実施されていると思うのです。伝建地区を北海道、東北とかブロックごとに連携を組みながら技術と人材育成もこれから図って行って、より強固なものしていこうというのが今後の目標です。

【三好委員】 予算的な制約というのはないのですか。

【豊城参事官】 数が増えたら当然予算も毎年要求しているところですが、なかなか難しい面があります。それは予算的に無制限ということはないので、そういった国の補助に頼らないような方策も検討していかないというところが実態です。それで、先ほど岡本さんがお話ししたようにいろいろな企業とかの提案を受け付けながら改修とかをしている、その中で文化庁がしなければいけない支援をしていくところですね、よろしいでしょうか。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。何か付け足すことは、大丈夫ですか。

【岡本全国伝統的建造物群保存地区協議会副会長】 はい、私の方はありません。



【湯浅部会長代理】 では、イコモスさん。

【岡田日本イコモス国内委員会副委員長】 私、岡田の方から、日本遺産についてのコメントをさせていただきます。私どもイコモスは日本遺産という制度に直接関わっているわけではございませんが、承知している範囲で申し上げたいと思います。

御承知のとおり日本遺産というのは世界遺産と違って有形の遺産、無形の遺産、いろいろなカテゴリーの遺産を組み合わせて、その地域、地域で価値あるストーリーを創出して、そこに価値を認めて登録するという制度で、根拠はよく分かりませんが5年で100件ぐらいという目標があるそうです。

その根拠がはっきりしないということも含めて、一番大きな問題は制度上の脆弱（ぜいじゃく）さといいますか、もちろん保護法にカテゴリーとして記載されているわけでもありませんし、ある一時期の一種思い付きでできたような側面もございますし、そのためにその制度を維持するためにどれだけの予算あるいはシステムを確かなものを作り上げているか、そういう保障もはっきりしない。

そして何よりも、まだこの制度が動き始めて3年ぐらいでしょうか、それぞれ自治体は典型的な、あるいはモデルとなるような日本遺産はどういうものかを手探りで、あるいは横見をしながら探っているような状態で、これぞ日本遺産というものは何かというのは、やはりよく分からない状態が続いている。そういう状態で、地元でも日本遺産に対する思い入れの仕方には随分格差が、温度差があるということも私は実感しておりますが、文化庁さんがもう少しはっきりとしたリーダーシップといいますかを打ち出して、予算的にも、あるいは選定の制度そのものをもう少し確実なものにしていくとか、それから何よりも今までに数十件の日本遺産が選定されているかと思いますが、それぞれがその地元でどのぐらい根付いて、どのぐらい、それこそこの基本計画にうたわれているような活用の面で貢献しているか、そういうものがもう少し積み重なってこないか、評価をするのはまだ早いのかという気もいたしております。

【矢野日本イコモス国内委員会事務局長】 少し付け加えますと、日本遺産というのが、例えば観光庁で広域観光圏の認定をやっていますが、それとどう違うのかというようなものもきちんとしておかないと、あっちもやっているし、こっちもやっているという話に、今の状況ではなりかねない感じはします。

それから人材のことなのですが、例えばここに岡本さんがいらっしゃるのですが、特に地方自治体における文化財の専門家が非常に少ない、少ないというか、例に出して申し訳ないのですが、岡本さんはもともと考古学の人まちづくりをやっていたらっしゃる、これは珍しいケースでございます、だからやはり地方自治体におけるバランスのとれた専門家がいないと、今後非常に不安であると思います。

それからもう一つは、文化財の専門家って技術系の人と、歴史系・文系の人とがいらっしゃるのです。これがなかなか難しいのは、本当は両方を全部理解できてやれる人材が必要なのです。この人材が、例えば建造物なんかでは結構いらっしゃると思いますが、なか

なか人材を育てようという意志があるのかどうかは分かりませんが、そこに問題があるだろうと思います。例えば、これはあるところの大きな委員会があって、その下に部会があります。技術関係系の人たちの部会と、歴史系のそういう部会との意見がかなり対立することだって、往々にして今後多くなるのではないか。例えば技術系だとある土木構造物なんかは安全性というものもちゃんと加味しなければいけない。そうするとオーセンティシティ、文化財としての真実性というのも両方併せなければいけない。どっちの部会でどっちを中心として議論するかによってその意見が分かれる可能性、可能性というよりも実質あるのですが、そういうところからするとトータルな人材を特に目標を定めて育てていく必要があるのではないかということです。こういう岡本さんみたいな人は特殊例であると見なければいけないのが残念です。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

【岡本全国伝統的建造物群保存地区協議会副会長】 先ほど質問が一つありましたのでお答えします。

【湯浅部会長代理】 どうぞ。

【岡本全国伝統的建造物群保存地区協議会副会長】 先ほど私のペーパーの中で伝建専門員と書いておりますが、これはそういう人が、職種があるわけではございません。今度、文化財保護法の改正が来年度に予定されているように伺っているのですが、我々伝建地区協議会の中で、こういう専門の職員が要るだろうということで提案しておる段階でございます。ですから、今矢野さんがおっしゃったように建物のことも分かる、文化財の価値も分かる、そしてまちづくりも分かれば観光振興、地域振興にも通じているような、そんなオールマイティの人がいるわけではないのですが、そういう人材が、特に我々のような小さい市町村においてはほしいと、そういう教育を受けた人間がある程度長い期間にわたってまち全体をコントロールしていく必要性は十分感じております。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

二つ目の御質問の人材のところももうカバーしていただいたと思うのですが、追加でコメントは大丈夫ですか。

では、ほかに御質問、御意見は。松田委員、よろしく申し上げます。

【松田委員】 文化芸術推進基本計画は策定に向けていろいろ議論されてきましたが、これまではどちらかといいますと新たに文化を創る側、創造する側の声が強く聞かれてきたという印象を個人的に受けてまいりました。例えば演劇、芸術祭、現代芸術のような分野にはイノベーションが必然的に求められますので、新たな創造が生まれやすい社会的環境を整える方策を考える必要があります。それは極めて重要なことだと思いますが、そこを中心に考えてきた結果、創造やイノベーションにつながりにくい文化財あるいは文化遺産が少し議論の後ろに来ていたとも感じております。私自身、文化遺産研究をやっておりますので、3団体の皆様のお声を聞いて非常にうれしかったです。

質問ということで、時間の制約もあるでしょうから手短かに、日本博物館協会と全国伝建

地区協議会にお伺いしたいのですが、まず日本博物館協会からは、先ほど博物館法の抜本の見直しの話がありました。私は日本学術会議の提言の経緯を身近で聞いておりましたので、是非とも博物館法の見直しを実現してほしい、登録制度に関しても実現してほしいと強く望んでいるものなのですが、少し前から気になっておりましたのは、博物館法を抜本的に見直すのであれば、その上にある社会教育法、そして更にその上にある教育基本法も調整せねばならないようにも思えることです。それらの中で博物館はもっぱら社会教育施設だと位置付けられているからです。また、例えば国の博物館は登録博物館として定義されないような話を聞いたことがあります。博物館法を抜本的に見直すのであれば、その上の二つの法まで変えることが求められるのかをお伺いしたいです。もしそういうことになりますと長期の闘いになるのかと思いましたが、そこが質問です。

それから 2 番目が全国伝建地区協議会への質問なのですが、例えば重伝建地区の文言を今回の基本計画に盛り込んでいくのであれば、例えばもう一つ文化的景観、重文景でしょうか、そういったものも入れてくれという声が自動的に出てくるかと思うのですが、現在重伝建地区と重文景との間の関係性というのはどのように整理されているかをお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【湯浅部会長代理】      ありがとうございます。

まず最初に半田さんの方からお願いします。

【半田日本博物館協会専務理事】      御質問ありがとうございます。御指摘のように博物館法自体は教育基本法、それから社会教育法の下にあるというところで、御指摘のように教育基本法までさかのぼった法律改正をしていくところからこのことを考えてしまうと、じゃあ、いつできるのだというところになるかと思えます。私の個人的な見解ですが、博物館の現状に即した制度を作っていくことも考えられないかと思えます。今社会教育法の中では博物館は社会教育施設であると位置付けられておりますが、もちろん国民的なコンセンサスとして社会教育というよりは、もう少し広い生涯学習機関であるという一つのイメージは定着しつつあると思えます。

その中で美術館が果たすべき新しい役割であるとか、地域博物館が担うべき地域振興への役割といったものを総合的に取り入れていながら、現状の博物館法が実態と乖離している課題についてどのように運用なり、新しい認定制度の導入等の方策で解決が図られていけるかどうかを、学術会議等関係組織の方とも連動しながら考えていく方向性がより現実的かと考えているところでございます。

もちろん、そうしたときに文化財保護法の議論の中でも、文化財保護行政そのものを、自治体の教育委員会だけではなくて首長部局も担えるようにフレキシブルに運用ができるのかという議論もなされている中で、博物館法だけが旧来どおり教育委員会所管でないと登録博物館にはなれませんという法的縛りの中にあるということは、全体の文化芸術振興に対してメリットにはなっていないだろうと思えますので、その辺のバランスをとりながら、どのような制度にすればいいのかを考えていかなければいけない。ですから、当

面文化財保護法の中でも検討課題に挙がっております地方教育行政法との絡みぐらゐまでを一つの検討課題にして新しい制度が導入可能なのかどうかを、国とも御相談しながら考えていく方向性が望ましいのではないかと思います。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

【岡本全国伝統的建造物群保存地区協議会副会長】 文化的景観と伝建地区ですが、実はこのペーパーを書いているときに私もそのことが頭をよぎりまして、文化的景観も必要だと思っておりました。我々がこれを主張した理由は、やはり人の営みがあると、文化を担ってきた人と、それからその結果としての歴史的な建造物等が一体になって保存されているエリアだという認識があるからこういうふうに主張させていただいたのですが、文化的景観は制度としては新しいですが、人の営みが前面に、よりそれに重きをなした制度です。実は日南市にも文化的景観、坂元棚田がございますが、人の営みと面的なエリアを持った文化的景観と伝建地区は文化財の中でも、リビングヘリテージという包括的なカテゴリーですので、是非文言に入れていただくか、若しくは施策の中でうたっていただければ幸いです。よろしくをお願いします。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見、いかがでしょうか。

【名越委員】 本日はどうもありがとうございましたこれまでも政策部会で議論を重ねていく中で、理想で様々な御提言があつたりとかするのですが、私が必ず考えるのが、アイデアはいろいろ豊富なのですが、実現のための予算ってなかなかついてこないよな、と、どうしてもどこかで考えてしまって、これが実現するためには、果たして今の文化庁の予算でできるのだろうかと常に頭の片隅で考えておりました。ですから、今日博物館協会さんがペーパーの一番下にこの数値目標をずばり書いた方がいいのではないのかという御提言を頂いていますが、全くそのとおりだと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

1点質問として、日本イコモス国内委員会の方なのですが、国際援助の必要性をもう少し言及するべきなのではないだろうか、これも全くそのとおりだと思っていて、この後5年間の日本の果たすべき役割を今話し合っているにも関わらず、日本の果たすべき役割の国内の話ばかりに集中していて、実は日本の果たすべき役割というのは国外に向けても必要なのではないかと思ったのです。ここに書かれている「期待される交流と平和への貢献について言及すべき」というのは、例えば具体的に言うとうどういうことなのでしょう。パーミヤン遺跡とかは今日本の研究者がリーダーシップをとってやっていますが、ああいうことを指していらっしゃることなのでしょう、ほかにももう少し広いことをおっしゃっているのでしょうか。

【矢野日本イコモス国内委員会事務局長】 もちろんそれも一つなのですが、今世界でどういうことが起こっているかという、文化財の世界でも中国のプレゼンスがとても大きい、それはお金の問題です、はっきり言って。技術力は日本の方があると思います。だ

けど、やはりこれも予算の問題なのですが、それと前に、昔私もユネスコの日本信託基金の仕事をやっていたんですけど、そのときは、これは大分前ですが中国だったのですが、あるテレビ局がわざわざ取材に来てくれて、文化財に対する国際貢献は、これが一番費用対効果が国際援助の中では高いのではないかという問題意識で取材されたのです。恐らくそうだろうと思います。大したお金でなくても、その地域のアイデンティティ、国のアイデンティティに対して援助することは非常に大事なことで、それは相互にリスペクトすることにもなるし、だからそういう意味では海外に貢献できる人材の育成も、先ほどの人材育成の中にもう一つ加えて、必要ならばきちんと英語が話せる技術者、そういう人たちの養成も必要だろうと思います。

少し付け加えを。

**【岡田日本イコモス国内委員会副委員長】** そう付け加えることもないのですが、例えば今、少し極端な話かもしれませんが都議会で都民ファーストとか、アメリカのトランプさんはアメリカファーストとか、このファーストということ突き詰めていくと衝突してしまうことにしかならない。だから我々のスタンスとして望ましいのは、やはり異文化へのリスペクトということであって、その観点からいけばファーストということを出さないでいただきたいと、そういう風潮があるということ。

その点からいけば、日本ユネスコの委員会でも長らく課題になっているのですが、文化の多様性の条約の承認は長らくたなざらしにされているのです、こういうことをまず率先して解決していただきたいと思います。

それからもう一つは、今世界の状況というのはバーミヤンが日本が援助すべき一番典型的なケースかと思いますが、これから数年の間、西アジアを中心にそのような海外からの要望がますます増大することが間違いなくあると思うのです。一方、日本では JICA さんが最近かなり積極的に、もともと経済や地域開発とかが条件の対外援助なのですが、積極的にそこに文化遺産を組み込んでいこうという姿勢も見られますので、その辺をこの基本計画の中にも後押しするような文言を入れていただければと思います。

**【湯浅部会長代理】** ありがとうございます。

ほかに、よろしく申し上げます。どうぞ。

**【篠田委員】** ユネスコの様々な指定、一番注目が集まるのは世界遺産かもしれないのですが、国内選考に手を挙げて、いろいろな指導を受けて最終選考へ臨むわけですが、落選しましたよというときに、ここに書かれているような世界遺産条約あるいは世界的な遺産というのをこういうふうに見るべきだ、それに少しずれているのではないかというような指摘があまりなくて、こういうふうにしる、範囲はこんなふうにした方がいいぞというアドバイスをいろいろもらって、そのとおりに出したら落選して、こういうことでは駄目だと言われても、その地域にとってはストレスになっているみたいなのです。世界標準でこうなっている、今こう変わってきているからこうなんだ、というようなことをどこかで言ってくれると気持ちが楽になるのではないかと思うのですが。

【岡田日本イコモス国内委員会副委員長】 まさにそういう問題に毎日直面しておる立場から申し上げますと、世界遺産のことに限って申しますと、結局は最終的に登録の価値があるなしを判断するのは世界遺産委員会のユネスコでの会場なわけですが、それに対する最も有力な議案といいますか提案をするのは文化遺産の場合はイコモス、自然遺産の場合は IUCN という組織があるわけですが、そこでの判断は結局非常にパーソナルな部分が大いわけです。最近では国際イコモスの方も積極的にそれぞれの世界遺産を望む国との対話を以前より増して日常的に推し進めようという方向で、今現在いろいろな試行錯誤を繰り返しているところです。委員がおっしゃったように、イコモスの誰かはこういうふうになさいというアドバイスがあるのですが、その人が最終的な審査をするわけではないので、やはりそこはアドバイスを聞く側もシステムなりを十分理解した上でダイアログに当たっていただきたい。我々も、私自身も含めて日本イコモスの多くのメンバーが日本のあちこちの世界遺産の候補地の何とか委員会ということでアドバイスを微力ながら差し上げる立場におりますので、その辺の理解は徹底するように図っていきたいと思います。

【湯浅部会長代理】 どうぞ、河島委員、お願いします。

【河島委員】 今日は興味深いお話、ありがとうございました。文化財であるとか伝統的な建造物群、そういった町並みなどの保存と活用というセットで言われるように最近なっていて、本質的に対立する部分はどうしてもあると思うのです。保存するのであればあまり外には出たくない、公開は最低限にとどめたい、とかもあると思いますので、そのところについてどのように保存、それに活用ということが出てきたことについて率直にどうお考えなのかが気になっています。

それと関係するかと思うのですが、先ほど人材の問題で、その両方がうまくできる人、もっと言えばまちづくりまでつなげていける人材が欲しいという話は大変面白いと思ったのですが、保存の方はもう既にいて、その活用までできる、いわば内向きのことはプロフェッショナルリズムはありますが、外向きということがまだできないということなのでしょうか。それともばらばらなのか、どの辺が特に弱いのが伺えたら助かります。お願いいたします。

【岡本全国伝統的建造物群保存地区協議会副会長】 すみません、町並みで一番我々が現時点で問題にしているのは、実は空き家の問題でして、我々は補助金を持って所有者の方に補助して歴史的な景観を維持しているわけですが、空き家は所有者がそれを放棄しているケースがございます。お手元にお示ししているように写真の方で舩肥の宿泊施設、それから舩肥のサテライトオフィス、この 2 件は実は空き家でした。所有者が放棄しているものを舩肥の町並みの価値というものに着目して民間の業者さんが投資するようになったところでは、非常に保存と活用がうまくひっついたケースとは言えるのではないかと思います。

ただ、我々文化財担当者としては文化財としての価値に重きを置きますので、文化財を活用される人たちの考えと食い違う部分も出てきますが、もうこれは現場で話し合ってお

互い納得したところで落とすしかないところで、調整をいつも日々やっております。

【半田日本博物館協会専務理事】 今御指摘いただきました保存と活用について、博物館というのは保存機能を持つ施設でもあり、活用を図る最前線でもあるという両方の機能を担っているわけですが、保存と活用というのは、多少私的な見解が入りますが、対立概念ではないと思っています。今日の意見の中にも保存なくして活用なしという言葉を書かせていただきましたが、文化財というのは、特に日本の脆弱な文化財等を含めて保存していくことは自然に劣化していくことでもありますので、そういう自然劣化をいかに食い止めながら次世代につなぎ、また今を生活している人に活用して、糧にさせていただけるのかが使命だと思うのですが、活用を前提に取り扱うことによってきちっと 50 年に一度とか 100 年に一度の本格修理というものがルールに乗って、修理をしながら次世代につなげていける文化財もたくさんあります。今、田辺さんも一緒に公開基準の日数、材質ごとの検討というのもこれまでしてまいりましたが、そういうところで文化財の性質とか物に目を向けながらできるだけ活用していけるように、ただきちっとこのものについてはこういう保存というものを担保できるのかということをしちっと置くところで保存と活用というのは、ある意味文化財にとっての車の両輪になり得るべき概念だと把握しています。その中で博物館の専門職員は学芸員を中心とする人材だと思いますが、特に保存科学についてきちっとした知識を持っている学芸員というのは非常に少ないという現状があります。その中で、やはり国、都道府県、市町村、私立という多様な博物館の形態の中で、少なくとも国にはセンターがあり、都道府県には地方のコア的な役割を担える文化財保存科学の専門家が、県立施設には少なくとも 1 人配置されているぐらいの体制を作っていないと、保存活用計画を市町村が立てる、そこに市町村立の博物館も動員されていくというスキームの中では、なかなか現実的に難しい人材不足は解決できないと思います。

【矢野日本イコモス国内委員会事務局長】 一言だけ、先ほどの御質問に対してですが、保存と活用というのは、保存がないと活用もないのです。ただ、空き家の問題みたいに活用という手段があったために保存できる部分も出てくるということで、裏腹の関係があるのですが、基本的には保存ありき。ただし活用に当たって非常にはっきりしているのは、活用に当たって文化財の価値を分からない人が計画やデザインしたのだったら、もう全然駄目なのです。要は文化財そのものの本質的な価値が分かった上で活用の計画を作れば、そんなに相反する問題は起きないのです。だから人材というのはそういうところで、私は欧米で言えばコンサベーション・アーキテクトがなりわいなのですが、そういう人材をもっと広げていかななくてははいけない。保存というか、価値を分かることがまず前提となった技術者が必要だと強調しておきます。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

ほかに、田辺委員、どうぞ。

【田辺委員】 では、美術館の立場から半田さんに伺いたいことがあるのですが、私が勤めている美術館は今のところ登録でも相当でもない美術館で、なぜいまだにそうなのか

ですが、一つは申請を考えようとしたときに指定管理者制度ということが入ってきたりとか、もともとは教育委員会が所管だったものが、首長部局に所管が移ったりという制度の問題が一つ。それから登録・相当にいくまでの手続としても労多く幸薄いところがございます。別のところでもロードマップというか、何かこうすればこういういいイメージができてくるという、そういったイメージの御意見がありましたら、是非このような議論の中にも含めていくべきかと思うところです。

それから、平成31年9月のICOMなのですが、これも日本のミュージアムは先進国の中でも非常に登録が少ないと思うのですが、何かそのあたりで今後のイメージとして思われていることがあればお教えいただければと思います。

【半田日本博物館協会専務理事】 ありがとうございます。田辺委員が御指摘の今の博物館法の中における登録制度というのは、登録審査申請は結構面倒くさい割には、もらってどういうメリットがあるのというところが少ない。というのは、まさしく法律が形骸化していることの一つの表れだと思えます。しかしながら、その中で今御指摘の指定管理者制度、国についても独立行政法人、それから地方型の独立行政法人でも公立博物館の運営が可能になったという現状において、多様な運営形態を持っている博物館全体が博物館としてどう裾野を広げて連携し質的アップを図っていけるのかというシステムそのものが、登録制度も含めた法的体系の中できちっと位置付けられていかないと、御指摘になったようなICOMという国際的な博物館組織の中における日本のプレゼンスの向上等も含めて、せっかくこれだけ多くの博物館が優れた活動をしているのに、国際的な博物館のコミュニティの中ではなかなか発言力もなく、その実態も知られていない状況は改善されず、今回御議論されている文化芸術推進の上でも非常にマイナスだと思っています。

そこで、設置者や所管による制限はもちろん撤廃し、登録・相当の区別もほとんど意味がないのでその垣根も取り払いたいと考えています。その上で、優れた博物館が増えていく、先に申し上げましたサポートとコンサルのような仕組みがその中に組み込まれることで仲間が増えて、博物館の質が高まっていくところを目指していくべきだと思います。もう一つ、国際社会の中で日本からの発言力が高まらない大きな要因というのは、イコモスさんの方からも少しお話がありましたが、これは語学の問題が非常に大きな壁としてあります。それぞれが優れた博物館活動をやっておられながら、国際的にも発信していただきたいコンテンツが言語の壁でなかなか発信できない現状を、一つ一つの博物館にその壁を乗り越えてくださいということではなかなか難しいところがあるので、全体の制度の中で日本の博物館の国際社会への情報発信についてもサポートできるような支援が必要だと思っています。

お答えになっていないかもしれませんが、すみません、ありがとうございました。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございました。

そろそろ時間になりました。まだほかにも幾つか意見交換した点もあったかと思いますが、本日はお時間ありがとうございます。非常に具体的な御指摘と、特に共通していた点



としては、どの分野でも必要な人材をどう育成していくのかということはまだまだ議論が必要だと思いました。

また、文化芸術を今後推進していくに当たって、現行の制度の課題というの、各分野でとてもいっぱいあるのだということも具体的に見えてきたと思います。個人的には国際関係のところにおいての、現在、国際文化交流協力の推進という文言が入っていますが、国家ブランディングの貢献という方がとても多くなっている中で、国際貢献を含め交流と平和への貢献みたいな視点も大事だという、いい気付きを頂いたと思います。

お忙しい中、お時間を頂きましてありがとうございました。半田先生もありがとうございます。

この後、席の交代があるようですので、しばらくお待ちください。

(ヒアリング団体入替え)

**【湯浅部会長代理】** それでは、後半のヒアリングに移りたいと思います。茶道裏千家淡交会とぐるなびの皆様にご出席いただいております。忙しい中、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

初めに2団体の皆様から御発表いただいた後で、意見交換の時間を設けたいと思います。大体5分ぐらいで御発表いただければと思います。よろしく申し上げます。

まず最初に、一般社団法人茶道裏千家淡交会常任理事の野口様、よろしく申し上げます。

**【野口茶道裏千家淡交会常任理事】** ただいま御紹介いただきました裏千家淡交会の野口と申します。先ほどからのお話合いをお聞きしておりまして、非常に場違いなところへ来てしまったのかと、そういう印象を持っております。随分レベルが違う話をされていると思いましたが、私どもなりに少し御発表をさせていただきたいと思います。

お手元に簡単にレジュメとしてお作りいたしておりますので、それを御覧いただきながら、少し抽象的な話になるかと存じますが、お付き合いいただきたいと思います。

このたびの文化芸術推進基本計画の策定に向けた文化審議会の継続的な御議論を、大変意義深く存じております。この方向性に対する意見発表をとの御要請を頂きました。お時間の都合で個別の方向性について触れることはかないませんが、私どもの現状の課題を御報告することで意見発表に代えるとともに、文化芸術基本計画全般につきまして幾つか述べさせていただきます。時間が5分ということで大変厳しい時間なのですが、原稿を作ってきましたので、それを読ませていただいて役割を果たしたいと思います。

私ども裏千家では、明治の早い時期に茶の湯を教育の場で教えることを始めました。明治8年に跡見学園の跡見花蹊氏が茶道をカリキュラムの一つに加えたことを教育の場における茶道、私どもはこれを学校茶道と呼んでおりますが、この端緒としております。学校で茶道を教え出したことと、女性の地位向上の中、伝統文化を再評価する機運が芽生えた明治の後半から茶道は急速に社会、特に女性たちにとって身近なものになりました。

この学校での茶道活動は、裏千家の特徴的な取組として今日まで続いてきましたが、それを支えてきたのは家元という存在を最高の師としながら、長年の修道により自らを高めてきた茶の師匠にほかなりません。茶道では、普通弟子は師匠が構える稽古場へ出向きますが、この稽古場や師匠を中心とした人的つながりを社中といい、茶道にとって一番大切な修道の場となっております。社中はお茶の稽古にとどまらず、日常生活や、よりよき人間関係のための研さんの機会として、まさに民間における人間教育の場を提供してきました。

現在、お茶を学ぶ人たちは非常に多様化し、人々が伝統文化である茶道に求めるものも様々ですが、裏千家では歴代の家元の方針の下、国や各行政機関、海外も含めまして、文化の担い手としてあらゆる要請に対応してまいりました。もちろん地方にいる茶の師匠も同様でございます。しかしながら、それらの要請を快くお受けできるのは、先ほどからお話ししている茶の師匠と呼ばれる専門の人材がいるからなのでございます。この茶の師匠は、自身も師から弟子への一対一の指導という枠組みの中で手間暇を掛けて育成されてまいります。茶の師匠を育成する社中が私どもにとって一番大切な単位であり、私どもの教育機関なわけですが、その社中が今非常に難しい状況にございます。

現在、高度な知識を有する茶の師匠は大変高齢化しています。若いなり手も増えにくい状況が続いています。それは、茶道には長い期間の修道が必要なことと、茶を教える環境を整え、稽古場を運営することの難しさに一因があるわけですが、それらの努力の結果として社会から様々な御要請を頂戴し、それにお応えし、時には自らの負担においてその機会を提供している現状にございます。実際、各地の師匠の下には多くの協力要請があります。実に簡単にいろいろなことを頼んでこられます。しかし、そのための準備は簡単ではありません。その上、経費についてはお茶とお菓子代しか出ないと言われます。出るだけまだましで、最終的に持ち出しになることが多いのが現状にございます。そのボランティアな精神や情熱を支えるものは一体何なのでしょう。第1には伝統文化に携わるものとしての誇りと情熱であろうと思います。それと同時に、家元というこの世界のリーダーが推薦する方向性や取組、その姿への共感ではないかと思うわけでございます。

先ほど来申し上げております学校における茶道の取組も、一般の方への茶道紹介も、茶の道のほんの導入に当たります。学校茶道も各種の文化講座も、茶の師匠を育成する場ではないのであります。その先にあります社中という場こそが専門的人材の育成の場、そしてその先頭に立っているのが家元あるいは家元制度というものなのでございます。

家元制度は、文化の継承を自助で行うシステムとして大変重要な役割を担ってまいりました。家元制度によって茶道の世界における人材育成が続いてきたわけですが、このたびの資料の中にも目標の4に専門的人材の育成確保がありますが、同じく目標の2に「あらゆる地域で容易に文化芸術活動に触れる機会を享受」いただくためには、この専門的人材、すなわち機会の提供者の存在が不可欠でございます。文化芸術の価値の循環も文化の享受者ばかりに、受け取り手ですが、そちらにばかりその目が向き過ぎますと、四つの目標も、

六つの戦略も表面的な取組に終わってしまうおそれがございます。

この場で申し上げたいことの一つ目は、茶道という伝統文化を支えているものの存在とともに、家元制度という民間の教育機関の中でこそ高度な人材育成が図れ、専門的人材が生み出されてきたことを踏まえて、それらを文化芸術の価値を生み出すものとして位置付けていただきたいということです。

二つ目として、私どもの淡交会という組織は、茶の師匠あるいは師匠を目指す方々の組織としてスタートしましたが、現在は幅広く茶道を学ぶ方々の組織となっております。すなわち、若い人たちが茶の師匠にならない現状がございます。茶の師匠で生きていくことが難しいだけでなく、継続的に茶道に打ち込むことも、現状はハードルが高い状況がございます。若い人たちの働き方の問題、いろいろな社会的負担等の問題もありましょうが、文化の継承者となる若い人たちが高度な専門的人材となるための物心両面の手助け、サポートを是非最重要の方向性としていただければと存じております。

以上が全体的なことについての非常に抽象的ですが意見でございます。

次に、この基本計画に関連する事項として三つだけ少し述べさせていただきたいと思えます。①として国民目線ということを挙げております。この基本計画については、最終的には国民一般が理解することが大切だと思えますが、これまでの審議経過について、この膨大な資料でございますが、大変ボリュームがありまして、理解力不足から読み進めにくい箇所ございました。計画作成に当たりましては、最終的には私ども一般の人間も理解可能な平易なものであってほしいと願っております。

②企業の役割の明示ということで、昔は企業メセナや、現在ですと CSR という言葉もございます。日本人が日本人であり続けるために、企業にもその責任の一端を担っていただきたいと思えます。戦略 6 の中に民間による文化芸術の支援の必要性が示されておりますが、産業界に文化団体と文化活動へのサポートを促すため、企業の役割をもっと明確に打ち出させていただきたい。企業に対する国や地方の政策と一体的にお取り組みくださればと存じております。

③文化団体に課せられた負担の軽減。私どもは一般社団法人として現在諸活動を行っておりますが、法にのっとりた事務量の多さ、煩雑さに対応するために多くの時間とエネルギーを費やしています。本業そっちのけというところもあります。是非そのあたりも議論の中に加えていただき、文化団体や文化に携わる人間が本業に邁進（まいしん）できる環境を作っていただければと願っております。

以上、時間をオーバーいたしております。口幅ったいことを申し上げてまいりました。今回の趣旨に鑑みてお許しを賜りたいと存じます。このような発表の機会を頂きましたことに御礼を申し上げまして、駆け足になってしまいましたが、意見発表に代えさせていただきます。ありがとうございます。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、ぐるなび代表取締役会長の滝様、よろしく申し上げます。

【滝ぐるなび代表取締役会長】 滝でございます。ぐるなびは日本の食文化は世界一レベルが高く、それを守り育てるという理念の中で仕事をしています。この6月に、もう駄目かと思っていましたが超党派で文化芸術基本法が通り、食文化をきちんと認定していただいたことを喜んでおります。そして特にパブリックアートを公共施設に設置する私どもの運動と同じ方向で規定が盛り込まれたのもうれしいです。日頃自分が思うことを今日書いてきましたので読ませていただきます。

まず、食文化からお話ししたいと思います。日本の食文化のレベルの高さは世界が認めています。日本人の敏感で繊細な味覚、器用な手先、季節感と色彩を料理に取り入れる美的センス、味覚に対する飽くなき探求心など、日本の食文化は世界に誇る文化資産と言ってもいいと思います。今年6月、文化芸術基本法が成立し、食文化は生活文化の一つとして盛り込まれましたが、私としては認められるのが遅いくらいだと感じております。

日本の食文化は、そのおいしさはもちろんのこと、その他の面でも他国と比べて優位性を持っています。安心・安全・健康のよきイメージはその一つです。日本が世界一の長寿国である理由は食べ物にあります。加えて生産・流通面での品質管理、食材の少しの瑕疵（かし）もなおざりにしない神経の使いよう、日本人が築き上げてきた食のシステムと習慣がこのよきイメージを伝えています。

この食の安心・安全・健康は、今や日本ブランドとして確立しており、それが故に中国人は高くても日本の食材や食品を求め、欧米や東南アジア、中東諸国に日本の果物をはじめとする農産品や食品が輸出されている理由でもあります。

今日の和食ブームに先駆けて、米国では70年度から和食に静かな人気が集まり始めますが、それを牽引したのは肥満や飽食に疑問を抱き、安心・安全に高い意識を持つ知識人、文化人、アーティストたちでした。例えばアップルのスティーブ・ジョブズ氏も早くから和食のファンでした。彼ら、彼女らが足繁く日本のレストランに通い、和食は社会的に意識の高い人が好む食べ物とのイメージが浸透していきました。2013年の国連教育科学文化機構（ユネスコ）による和食の無形文化遺産登録は和食ブームに大きな弾みを付け、それによって世界で和食が大衆レベルで人気になったのは間違いありません。ただ、これに先駆けて和食は社会的に意識の高い人が食べるものと評判ができ上がっていたが故に、フランス料理や中国料理と比べても和食はイメージの上で世界でも高いステータスを保持していると言えます。先の安心・安全・健康と並び、これも日本ブランドの一つと言えるでしょう。

食文化の産業への波及効果は、農業、漁業、流通、小売業、観光業、さらには地域振興と多岐にわたります。中でも観光へのインパクトは大きく、外国人観光客の訪日の大きな目的が食にあることからこれは明らかです。おいしければ外国人はまた来てくれます。リピーターを増やす上でも食文化の振興は極めて大事です。

では、今後どのように食文化を振興させていけばいいのでしょうか。農業、漁業へのこの入れはもちろんですが、鍵となるのは高い意識と技術を持った料理人を輩出させていく

ことではないでしょうか。私はぐるなびで35歳未満の若手料理人の発掘、応援を目的に日本最大級の料理人コンペティション、RED U-35（レッド・アンダーサーティファイブ）を企画・実施しております。5年目となる今年は国内外448名の応募者の中から、約6か月にわたる審査を経て最高峰のグランプリ、RED EGGに広島赤井顕治、34歳が選ばれました。赤井さんを含め、最終選考に残った5人はいずれも秀逸な料理人です。私が若手料理人を発掘、応援したいと思うのは、料理人は生産者と消費者、生産現場と消費地の双方をつなぐ結節点であるとともに、食文化のオピニオンリーダーとなってほしいと思うからです。

食を取り巻く環境は決してバラ色ばかりではありません。温暖化、海水汚染、絶滅危惧種の増加など多くの課題も抱えております。そうした食の抱える課題をきちっと捉え、その上で日本の個性をすばらしい料理で表現していくという点で、料理人が食文化に果たす役割は大きいものがあると思います。

最後に一つ要望です。総理官邸では来日する外国首脳を食事でもてなしておりますが、近年、事前に和食を求める首脳が多いと聞いております。これも和食がハイレベルで世界的に定着している証左と言えますが、残念なのは総理官邸に料理人がおらず、都内のホテルが持ち回りで補っていることです。ホテルの料理もおいしいことは確かでしょう。しかし、個性とインパクトに欠けます。日本の食文化のショーウインドーとして、また食文化の旗振り役として総理官邸には是非とも専属料理人を置いて、これぞ総理官邸の和食というものを打ち出していきたいと願っております。

続いて文化芸術の方に移ります。私は70年代初めから公共空間にパブリックアートを設置する活動を続けてまいりました。人々が集う公共空間にアートを設置することで文化芸術が人々に身近なものとなり、アートは面白いものだ、経済利益だけで計れない豊かな世界がアートにはあるのだとの認識が、当時経済第一主義だった日本の社会に少しでも広がってほしいと考えたからです。日本には世界に誇るすばらしい芸術文化があります。しかし、これが日本人自身にきちっと理解されていないのではないかという思いがあり、これも私を文化活動へ駆り立てた理由の一つでありました。

英国の美術評論家ハーバート・リードは、「今我々に欠けているのは芸術ではない。大衆である。芸術に意識を持つ大衆ではない。無意識的に芸術的な大衆である」と言っております。文化芸術が人々の暮らしの中に自然と溶け込んでいる、そんな社会であってほしいということですが、私が目指していることを言い当てていると感じます。

パブリックアートを広げていく活動は今年で45年になり、駅や空港、学校、公共施設などに設置したパブリックアート作品は523か所になります。最初の頃、制作は信楽の工房でやっておりましたが、1981年から神奈川県境に近い熱海市に陶板レリーフとステンドグラスの研究と制作を兼ねたクレーレ熱海ゆがわら工房を構えました。ここでは5,000色の色を管理し、陶板レリーフではほかにない独自の技術を確立しています。また、ステンドグラスはヨーロッパが発祥ですが、外国のアーティストの方から、教会のステンドグラスを見慣れた我々には日本テーストのステンドグラス作品は大変面白いとの評価を頂いてお

ります。

私は若いアーティストを支援するため、1980年に国際瀧富士美術賞を設立しました。パブリックアートを志す国内外の美術系大学の優秀な学生に奨学金を給付するもので、今年で38年目となります。毎年秋に行う授賞式では、日本と海外を併せて8か国の45美大から優秀賞を受賞した学生約20人とその指導教官を東京に招き、交流会を持っております。この38年間、奨学金を給付した美大生は700人を超え、その中には彫刻家の青木野枝様、画家の奈良美智様、現代美術家のヤノベケンジ様など、今では文化芸術の第一線で活躍されている方々が数多くいらっしゃいます。

6月に成立した文化芸術基本法では、公共の建物においてパブリックアート設置に努める一文が入りました。一歩前進ですが、努力目標にとどまっているのが残念です。公共の建物はパブリックアートの設置を義務付けるようになってほしいと願っております。公共施設にパブリックアートを設置することは、その施設の付加価値を高めます。ノーベル化学賞を受賞された野依良治様と座談会で御一緒する機会がありましたが、「建物にパブリックアートが飾られれば、その建物の付加価値は30%は高まります。文化芸術は投資なのです」とおっしゃっておいりました。私も全く同感です。

これとの関係で、「1%フォー・アート」の制度も日本で是非実現していただきたいと思っております。公共建築費、公共工事費の1%を文化芸術に割くこの制度は、欧米では1950年代から各国で順次取り入れられました。現在では韓国と台湾でも法制化されております。日本の財政構造上、文化予算が豊富に増える可能性が少ない今日、1%フォー・アートは文化予算を補完するとともに、文化芸術振興の駆動力となると私は考えております。日本が真に文化国家になるためには、民間の努力も必要ですが、明確なビジョンの下で国が指導力を発揮していくことが何よりも不可欠です。1%フォー・アートの制度化はその大きな一歩であると確信しております。

生意気なことをお話し申し上げましたが、ありがとうございました。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

では、ここから意見交換の時間に移りたいと思います。委員の先生方から御質問、御意見、コメントなどありましたらお願いします。

【三好委員】 ありがとうございました。お茶と食文化は確かに日本のまさに伝統文化そのものだと思っていますし、もう一つ、多分お二方の話に共通してくるのが、お茶、茶席あるいはレストランで食事をする、料亭で食事をするというその場所だけではなくて、ぐるなびの滝さんが農業の話もされましたが、要するに食材あるいは盛り付ける食器、それからしつらえ、お茶席にはいろいろな掛け軸があったり、お花があったりという、そういういわばその全てが整って初めてこの食文化あるいはお茶の文化というものが成り立っていると思います。そういう意味では、非常に幅の広い分野が全て整って初めて食文化あるいはお茶の文化が継承されていく、そこを楽しむ、味わっていけるということになるのだと思うのです。これは実演芸術の世界でも楽器の問題とかいろいろ指摘はされているの

ですが、現実に食文化あるいはお茶の文化にとって、本体はもちろんなのですが、それを支えているいろいろな産業あるいは周りの人たちの中で、特に何か大きな問題があるとするならばどうということなのかを一つ教えていただきたいのが1点目です。

それから2点目は、特に淡交会さんの方から師匠のなり手が少ないとおっしゃって、逆にぐるなびさんU-35は面白い企画で非常にいいと思うのですが、そういうまさにいろいろな分野から成り立っている食あるいはお茶というものを、いわば最終コーディネートするのが料理人であったり、お師匠さんであったりするのだと思うのですが、そのなり手が少ない理由、なぜお茶のお師匠さんのなり手が今少ないのか、逆に料理人の方は、テレビなんかで見る限りではたくさんいらっしゃるように見えるのですが、その辺の将来見通しはどうかを少し教えていただければと思います。

やや抽象的な話で申し訳ないのですが、お願いします。

**【滝ぐるなび代表取締役会長】** 日本の調理人のレベルは大変高く、平均的なところをとっても世界のトップを走っていると思いますが、和食はもとより、様々な分野の料理人を育てたい、守りたいとやってきて感じるのは、技術をもった料理人が出てくるのが大事だと思っています。もう一つ言うと料理人になることが名誉であるという考えが社会に浸透していくことが大事です。小山薫堂さんの協力も得て、ぐるなびが若手のシェフを顕彰するRED U-35を共催しているのもそのためです。過去においては徒弟制度の下で技術を学んでいったのですが、非常に年期が要ということがありました。今はそういう時代ではない。若い人たちに分かりやすい、オリンピックの選手じゃないですが、わくわくするような雰囲気の中で料理人たちが技術交流をし、学び合えないかということもU-35の狙いでした。

もう一つ、質問にはなかったかもしれませんが、芸術の方で言いますと、江戸時代は高い文化が育っていますが、印象派に対する浮世絵の影響を外国の方はよく知っているのに、意外に日本の若い人たちが自覚していない。そういうような意味で今回の基本法は文化芸術の大切さを若い人に認識させる上でもとても価値が大きいと思います。これとの関連ですが、国は是非芸術に功労のある若い人に対する顕彰というのを考えていただきたい。これは結構若い人のモチベーションにつながっていくような気がしています。なかなかお金を出すというのは大変な話でございますが、顕彰したりするのは、国、行政の得意な領域ではないのかと、そんな思いしております。

答えが少しずれたかもしれませんが。

**【野口茶道裏千家淡交会常任理事】** 文化継承のための問題点というか、後継者というようにお話でございました。茶道の周りには非常に小さな、それこそ世の中に知られていないような業種、業者の方がおられまして、そのような仕事があったのかというものがたくさんございます。そういった世界も後継者の問題が発生しております、もともとはある特定の家で継承してきたものが、後継ぎがいなかったことから家の所有者自身が代わってしまうというようなことも発生しております。時代の流れの中にある種仕方がない部分もある

かと思いますが、それを何とか細々とでも支えているのがこの伝統文化の、私どもをはじめとする家というか流派といったものだと思います。

安くて便利というよりは、長年のお付き合いの中でやっていくというようなことで私どもだけが支え手になっているという現状があると思います。それを第三者である国や行政にどうしていただくというのは非常に難しい話だと思うのですが、非常に狭い世界の中でそういった継承が行われているということが少し危機的だと思います。

茶の師匠のなり手が少ないということにつきましてですが、これは別に国や地方に問題があるのではなくて、私どもですと非常に長い時間の修業が要るとか、稽古場を作るのにいろいろな努力が要る、そういったことが第一だと思いますが、一方で、そういった若い方々が今は大変忙しいという状況があります。昔はお茶をやっている方というのは女性が大半、この淡交会も9割が女性で、ほとんど一家の主婦の方々が中心だったのですが、今はほとんどお勤めの方でございます。社会情勢も含めて人々が非常に忙しい、特に若い人が忙しいということがやはり後継者が育たないということにつながっていると思います。私ども伝統文化の世界にいる者としては、世の中の仕組みや働き方も含めてそういったことも変えていっていただければと思っております。答えになっていないかもしれませんが。

**【湯浅部会長代理】** ありがとうございます。

ほかに御質問いかがですか。名越委員、どうぞ。

**【名越委員】** 今日は貴重な御意見、ありがとうございます。野口さんにお尋ねしたいのですが、御発表の中で文化団体の負担軽減の御提言があつて、本業そっちのけで法律にのっとった負担があるのだというお話があつたと思いますが、このあたりをもう少し具体的にお話しただけなら助かるのですが。

**【野口茶道裏千家淡交会常任理事】** 卑近な例としては公益法人制度改革により、私どもは平成25年に一般社団法人を選択したわけですが、組織の立て付けとか、機関決定の在り方とか、定款・規約等々含めて膨大なものを精査して、何とか新しい組織、枠組みとしての体裁を整えたわけです。今、公益目的支出計画にのっとり内閣府の下に私どもは運営をいたしておるわけですが、決算書類であるとか、理事会、総会の報告書類等の対応でありますとか、随分負担が増えました。今ようやく落ち着いたところですが、少し具体例をあげますと私どもは総会の枠組みとして、代議員という制度を選択いたしましたわけですが、この代議員を選ぶために2年も前から改選に向けていろいろな準備をしないとイケない。法人を維持するための様々な決まりに対応するために相当エネルギーを割いております。そういったことが現状負担になっているということでございます。

**【名越委員】** それは茶道の世界だけではなくて、どこの団体さんも同じような状況だと考えてよろしいでしょうか。

**【野口茶道裏千家淡交会常任理事】** どこの団体も同じだと思いますし、うちは一般社団法人を選択しましたので、公益を選ばれたところよりはましかと思っておりますが、全国に167の活動単位があつて、その部分の会計も中央で一括で取りまとめて報告している



ような状況もございます。地方の活動単位ではボランティアな中での作業ですので、負担になっているのかと思っております。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

では、河島委員、お願いします。

【河島委員】 お二人とも少し場違いだっって最初におっしゃっていたのですが、暮らしの文化ということで今回の基本計画の中にもしっかり入っていますのでそんなことは全然ありません。この基本計画策定に当たって作られた暮らしの文化ワーキング・グループというところで私と松田委員が御一緒して、その場で食、それから茶道、その他もう本当にかかなり幅広い生活文化の重要性と、そこにおける課題などについても話し合いをいたしまして、ある程度反映されているかと思っておりますので、もう少し心を強くしていただいて結構なのですが、最初に三好委員がおっしゃったように、全く同感でして、どちらも、ちょうど今日いらしたお二人の世界というのは産業的にもとても幅も広いですし、日本人の生活文化、社会というものを基本から支えている大変重要なところで、もし場違いだと感じられたのだとすれば、それはこちら側にも反省もあります。あと、文化庁の政策対象として敬意は払っているけど、じゃあ、実際に補助金とか何かがあるかという、そういう対象では今までなかったもので、そこのところは違和感を感じられたのだと思いますし、今後もそれがすぐ変わるかどうかは少し分からないのですが。

実は今デジタル文化というのが大変広まっている中で、このお二人の世界というのは経験しないと意味がないところなのですね。食は実際に自分が食べてみないと意味がないですし、お茶も全くそうだと思うのです。お茶に関するお点前だとか着物の着方なんかについても、インターネット上の情報はあまりいい情報はない感じでした、やはり経験して、体験して、アナログな経験という最終的に行き着くという点では、デジタル文化がはやればはやるほど、今日では逆に相対的に価値が上がっている分野なのではないかと思っております。特に質問ではなくコメントということで。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

【滝ぐるなび代表取締役会長】 暮らしを中心においた活動こそが文化だと思います。顕彰は民間のやりがいになりますから、真剣に考えていただくことを期待しております。よろしくお願いします。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

【篠田委員】 私ども新潟市はぐるなびさんと包括連携協定を結んでいるので、利害当事者という観点があるのであまり言えないのですが、今日のこの中では企業の役割、これをもっと明確にということが野口さんからございまして、野口さんにはどんなふうに支援していただくといいのか、まずそこをお伺いします。

【野口茶道裏千家淡交会常任理事】 私どもは比較的自前でやっている組織でございます。文化活動についてはあまりどこからも支援を受けていない団体ですが、地方において

も比較的自助でやっているところが多いのです。どうしても行政が援助してくださると制約が多いですね。なおかつ非常にミニマムというか最低限の援助であるということがあります。やはり文化というのはある種余裕というものがないといけないものですから、お菓子とお茶だけは出します、領収書を付けてしっかりと報告してくださいということでは、確かに有り難いのですが、反面、それならいいですということもなきにしもあらずで、そういったことを考えると、やはりある種の企業の援助、自由に文化活動をしてくださいよというものでありましたら非常に余裕もあるし、幅広く活用できるのかと思います。変な言い方なのですが、今、日本企業は非常に経済的には豊かで内部留保もたくさんあって、お金の使い道に困っていらっしゃると聞き及んでおります。是非ともそれは一つの社会貢献として、自由に活用できる助けを頂ければと思います。この報告書の中には国や行政があれをしましょう、これをしましょうということがたくさん書いてございますが、私ども文化団体にはあまり厳しい制約はふさわしくないのかと、そんなような思いで書かせていただいた次第です。

**【篠田委員】** ありがとうございます。

滝さんにも、一般論として結構なのですが、今幾つかの自治体と包括連携協定、行政と一緒に食文化を広めようと、こういうお気持ちになられた、我々にとっては非常にその部分が行政だけのお金ではすぐ何か言われてしまいますので、とても有り難い部分があるのですが、ぐるなびさんサイドから自治体との連携をどんなふうにお考えになったのでしょうか。

**【滝ぐるなび代表取締役会長】** 食や観光の振興は官と民が組むことで力を発揮すると思っており、自治体との連携もそうした考えに基づくものです。また日本人の勤勉さ、研究熱心な性格はすばらしい農産物を生み出していますが、意外と地元や行政の方は気づかれないことがある。これを民の視点で眺め、産業に組み込んでいく。自治体との連携はそういうプラス面もあると思います。成長産業という点で観光ぐらい大きいポテンシャルのある産業は今ありません。そこにあって食は観光の重要な資産です。日本の料理を食べるために繰り返し来日してくれるわけで、やはりおいしい思いというのは日本の魅力のトンがった部分になっている。

それともう一つは、そういうオリジナルな食を求めたときに食材との関係があります。例えば新潟県は水のおかげで非常にいい食材が育つ地域だと思いますが、食材をも育てるようなことから考えないといけない。フランスは観光収入 20 兆円という大変な金額ですが、そういうポテンシャルを日本も持っているのではないかと思っています。ぐるなびで言いますと、利用者は IT で情報をとるわけで、我々はあくまでも IT 利活用の中でこの食文化を守り育てたいと考えています。つまり IT 利活用の中で生産性を上げ、外食も、農業もいい形で成長ビジネスになれるのではないかと期待でやっております。河島さんからお話がありましたが、本当においしいのか、本当に中身は本物なのかというところで、そのブランド力は決まってくるのだと思います。

【篠田委員】 これからは感想というような感じなのですが、前半戦でも予算の話がいろいろあって、そして日本は国も自治体も文化に掛ける予算が非常に少ないのですが、最近経験してすごいなと思ったのは、今スペインのビルバオと少しお付き合いしているのですが、ビルバオは過去 10 年ぐらいで若いシェフを 10 人日本の料亭へ、ほとんど京都の菊乃井さんだったようですけど送られたら、その 10 人のうち 4 人がもうミシュランの星をとったという話を聞いて、こういうことを、では、私どももやりますと日本の自治体がやると、ほとんど 1~2 回の交流で、後はお金が続かなくて終わってしまうと、こういうものが産業界も今特に 6 年半前の 3・11、大震災以来、被災自治体とかそういうところには大変いろいろな支援をしてくれているのですが、分野を絞ってここで継続的に世界のシェフを育てるぞとかそういう御支援を頂けると、それほど大きな金額じゃなくても大変効果的、効果は大きいのではないかと、あるいはお茶の師匠を世界へ派遣するという、そんなあたりで、公ではなかなかできない民間の自由な形というのが、私もこの産業界のサポートをというところで非常にそうだなと思わされたところでした。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

【松田委員】 私も先ほどお話しされた河島委員と一緒に今回の基本計画の暮らしの文化ワーキング・グループに入りまして、暮らしの文化や食文化の振興というのはどのように行くべきなのか、とりわけそこに国がどのような役割を果たせるのかということを考えて身ですので、そういった意味でお二方のお話が非常に参考になり、いろいろ考えさせられました。

一般的に文化振興というのを考えるときに、二つやり方があるかと思うのですが、一つはハイレベルなトップクラスのものをいかに更に高めていくか、維持して高めていくかという話です。もう一つはより多くの人に文化芸術活動に参加してもらうためにはどうするかという話で、このような二つの方向性があると思っております。それで、お二方のお話からはトップレベルのものをどうやって維持して上げていくのかが分かって非常に参考になったところなのですが、一方で私はより多くの人をお茶や食文化の世界にどうやって取り込むのかというようなことも考えております。最近製茶業に携わる方々とお話をする機会があったのですが、少し前でしたら誰かの家に行ったときにちゃんとした急須で入れたお茶が必ず出てきたのが、最近はそうでもなくなりつつあるということをお聞きしました。今気付いたのですが、我々の前にもペットボトルに入って水が出ていますね。恐らく 30 年前とか 40 年前でしたら間違いなくこれはお茶が出てきたと思うのです。そういったレベルのお茶というのは、淡交会さんのようなハイレベルのお茶ではないかとは思いますが、一般の人々の目線から見たときのお茶の文化というか暮らしの文化は、そちらの方なのかという気もしております。

そういったことを考えたときに、トップをいかに維持して上げていくのかと同時により多くの人にどうやって参画してもらうのかという策も練らねばならないような気がしてお

ります。そこで、何かヒントといいますか考えられることはありますでしょうか。淡交会さんに関してはそういったことをお尋ねしてみたいです。ぐるなびさんに関しましては、例えば暮らしの文化ワーキング・グループでやはり話題となりましたのは、ラーメンやカレーのようなそれなりに歴史はあるが、あまり一般的には和食と考えられていないものも我々の国の文化であるのか、また暮らしの文化の振興対象とすべきかのような話が出たのですが、何かヒントとなるようなことがもしあれば、是非お聞かせいただければと思います。

**【野口茶道裏千家淡交会常任理事】** 一般の方により広く文化を紹介するということのヒントということで、できましたら私どももそれをお聞きしたいところですが、先ほど滝様から公共施設にアートをとのお話でしたが、こちらの方で考えますと、それはやはり公共施設に伝統文化の場をとということではないかと思っています。世に和室は多くあるのですが茶室は少なく、何か和室を作ったらお茶ができるだろうというような発想もあったりするのですが、いわゆる公共施設の中にはお茶ができない和室も非常にたくさんございまして、出来上がった後から、ここでお茶するにはどうしたらいいですかといった御相談がよくあります。後から相談を頂くというのは一番大変でございまして、できませんということになってしまうことも多々あるのですが、茶室を作って和室として活用するというのは実に凡庸性がありますので、そういったところに少し専門家のアドバイスがあれば公共施設に文化施設、いわゆる使える文化施設ができますと、一般の方でもそこへ入りやすいのではないかと思います。『婦人画報』とかそういうものにグラビアで載っているすばらしい数寄屋建築の茶室だけではなくて、日常生活の中で人々が普通に接することのできる茶室、そういうものがたくさんありますとよろしいのかと思ったりいたしております。今は非常にコスト的にも安くできるものがたくさんありますので、そういったことも一案かとふと思った次第です。

**【滝ぐるなび代表取締役会長】** 私はマジョリティがとても大事だと思うのです。先にお話した、若い優秀なシェフを顕彰する RED U-35 というイベントがありますが、発足した 2013 年にグランプリのレッドエッグに輝いたのはオーナーシェフとして東京でレストランを経営する杉本敬三さんという当時 34 歳のシェフでした。そのころ「今月は 2 組しか予約が入っていません」と言っていたのが、今では予約がなかなかとれない店に変わりました。RED U-35 はそうした知られていないすばらしいシェフを発掘し、多くの人に知らしめる効果があったと思います。その後、このレストランはミシュランの星も獲得しました。それによって業界そのものが元気づけられ、「よし！」という感じになりました。日本の外食は約 50 万軒ありますが、どの店も結構おいしい。ぐるなびはトリップアドバイザーとも連携しているのですが、トリップアドバイザーの幹部に「口コミでレベルの低いレストランに高得点が集まったら心配だ」という話をしましたら、この幹部が「いや、滝さん、日本の外食はどこでもおいしいですよ。我々の感覚からすればそういう心配は日本の場合はないんじゃないですか」と言われました。日本の外食は世界の中でもレベルは高く、食

材の品質もいいですから、それを国民自身が自覚できるような活動が、学校教育も含めて必要ではないでしょうか。先に私は顕彰という言葉を使ったのですが、マジョリティが大事で、観光立国となるためには本当にどの店もおいしいことが非常に重要ですよね。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

ほかには。

【田辺委員】 何か私の方が場違いな委員だと思うのですが、個人的な経験から御質問させていただければと思います。和食ということなのですが、欧米と比べますと、やはり日本は安くてもおいしいという点でも誇れるのではないかと思っていることと、欧米などで日本人ではなくてアジアの方が日本食のレストランをやっているのを見て、それは大変いいかげんな食事だったりするのですが、例えばそういう日本食を学びに来る外国の方がいる傾向があるとか、あとは何かそういうものを広めていこうとか、そういうお考えがあたりかどうかわかるとおもいます。

【滝ぐるなび代表取締役会長】 今すしが世界的ブームで、15万店近くなっているようですが、9割が日本人経営ではないのです。ニューヨークにもラーメンとおすしだけでも500軒を超えてあるようです。今、田辺さんがおっしゃるようにレベルが低いわけです。15万店の隣に日本が後押しして日本人シェフが責任者のお店を隣に作ったら、全部そっちにお客が行くだろうという冗談があります。そうするとアジア系の経営者も日本の調理人を使わざるを得なくなるのではないかと、日本食がブームを反映して、辻料理師専門学校長の辻芳樹さんのお話では、外国人の40%は韓国の方だといっています。ただ、1年半ぐらいで卒業して、それですぐ商売してしまうということで、勉強に来てくれるのはうれしいのですが、その辺の基準みたいなものが非常に日本とは感覚的に違っていると聞きました。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

ここで時間になりましたので、まだまだ意見交換があるかとは思いますが、ここで終了にしたいと思います。前半とまた違った視点で非常に具体的なお話も伺えたかと思えます。御出席いただいた皆様、ありがとうございます。

【滝ぐるなび代表取締役会長】 一つ、私はぐるなびなものですからどうしても食の質問しかしていただけなかったのですが、もう一つパブリックアートの話で一言だけいいですか。

これは逆に、税金を使ってもらうことが結構大事だと思っている提案です。公共工事費の1%を文化芸術に割く1%フォー・アート政策で、それによって文化に対する国民の認識が高まる、そんなことを年中言っていましたところ、ノーベル化学賞を受賞された野依良治さんが、「滝さん、役所は1%フォー・アートが無駄遣いぐらいにしか思っていないが、そうじゃない。例えば公共施設にパブリックアートが設置されれば、その施設の価値が30%以上は上がる。1%フォー・アートは投資なのですよ。」と言われた。それを思い出して一言最後に言わせていただきました。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。では、今御指摘の点、文化庁の方もち

やんとメモをよろしく願います。ありがとうございます。

(ヒアリング団体退室)

【湯浅部会長代理】 それでは、2番目の議題に移りたいと思います。書面でも意見を頂いていますので、事務局より御説明をお願いします。

【高田企画調整官】 失礼します。資料3-1から3-3までについて、書面で頂いたものについて御説明いたします。

まず資料3-1は、一般社団法人和食文化国民会議様から頂いた御意見でございます。実は今日、ちょうどここに書かれてあるように「だしで味わう和食の日」というのが、11月24日は和食の日ということで、その関係で大変忙しくて残念ながらここに来られなかったということですが、そういったことで全国の学校でこういっただしで味わう給食を出していくという取組もされているということでございます。またこれにつきましては、今、次期の学習指導要領案ができてきておりますが、この中でこういっただしや和食についても強調される方向性でございますので、そういった形でこういったいわゆる食育というものを進めていこうという取組をされているということでございます。

また、五節句についての取組ということで、和食はもちろん伝統文化で、習俗だとかそういう暮らしの中でこういったものを改めて年中行事だとかそういうもので確認していこうというような取組をされていて、そういったことが重要であるという御指摘でございます。

また、地域の食の発掘・発信と関連団体等との交流ということで、やはり和食、だしといいますが、まさに日本は北から南まで非常に多様な食文化がございます。そういった中で郷土の食、食材というのを一つ一つ取り上げて、そういったことについて発信していく取組を進めているということで、こういったことが重要ではないという御指摘でございます。

続きまして資料3-2、一般社団法人全日本・食学会からでございますが、こちらも共通しているものとして、食育の場としての給食を通じた食文化の継承ということでございます。ここも11月24日の和食の日でいろいろな活動をされているということでございます。

次のページに移りまして、我が国の食文化を支えているバックボーンを包括的に伝えるという取組が重要だということで、具体的なバックボーンとは何かということですが、例えば日本というのは非常にきれいな清涼な軟水が豊富にある。水が違くと全然味が違うということですが、その水で米を炊いて、そしてまたその麹菌を利用して様々な酒やしょうゆだ、みそだとか、そういった発酵食品を作っていくと、そういったところが非常に重要じゃないかという御指摘でございます。

また、三つ目で流通についての御指摘がございますが、非常に伝統的な野菜を作っている方とかについて、なかなか既存の効率性だとか経済合理性を優先したような流通システ

ムでは、そういった伝統的な野菜だとかそういったものが非常にうまく食卓に並ばないような現状があるということで、そういったことについての改善が必要じゃないかという御意見でございます。

最後は横断的な連携による文化芸術教育の充実ということで、教育面でこういったことの重要性を指摘していくと。当然いわゆるアーティストとか創造する者を養成するだけではなくて、それを正しく評価（享受）する者の双方がいて初めて発展・振興するのではないかという御意見ですとか、図画工作だとかその他もろもろの教科において、具体の専門家団体などが積極的に関わっていくようなことが重要ではないかというような御意見でございます。

最後、資料3-3、日本政府観光局（JNTO）からでございますが、ここでは基本的にインバウンドあるいはプロモーションの促進ということが中心でございますので、書かれている内容はやはり SNS やウェブサイトを通じた情報発信、PR をどうしていくかという観点でございますが、特にどのように楽しめるかだとか、旅行者の目線だとかそういった視点で積極的に今後そういった食文化だとか日本の文化を発信していくことが重要だという御指摘がございました。また、その際に著作権だとか肖像権といった権利関係の処理を促していくことが重要であるという御意見がございました。

最後、メガ・イベントとの連携ということで、今後ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックがございまして、そのほか様々なイベントがございまして、そういった中で文化体験イベントだとか、日頃公開されていない文化財に触れる機会など日本でしかできない体験というものをしていくことだとか、そういった文化イベントや文化財の公開のスケジュールなんかきちんと共有できるような発信をしていくことが重要ではないかという御提言でございます。

資料3については以上でございます。

なお、資料4-1、4-2につきましては、前回の政策部会で議論したものについてまとめたものでございます。

以上です。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。それでは、ここから15分、20分ぐらいでしょうか、自由討議の時間になります。今日のヒアリングを受けての御感想や御意見、またこの後の審議に反映する点などありましたらそういったことでも結構ですし、今配布しています資料4の審議経過報告に対する御意見でも何でも結構です。

【名越委員】 では、よろしいでしょうか。

【湯浅部会長代理】 よろしく申し上げます。

【名越委員】 よろしくお願いたします。先ほども発言させていただきましたが、具体的な数値目標の、例えばこの5年間で予算を1.5倍に増やしたい、そういうことを目指すのだというのを、私は個人的には書き込んだ方がいいのではないかと考えているのですが、これって何か数字を書いたら大人の事情でまづかたりするのでしょうか。今までそうい

う議論になっていなかったのが逆に少し不思議で、むしろ芸術文化の振興を考える上で、先立つものをきちんと明示しないで理想論ばかり言うというのは、実は本当は本末転倒なのではないかとずっと思っていて、今日背中を押された気分がして今発言しています。

【高田企画調整官】 よろしいですか。

【湯浅部会長代理】 どうぞ。

【高田企画調整官】 御事情を申し上げますと、基本的にこれは閣議決定という形で出しますものですので、これはいわゆる全閣僚の了解を得て出すということで、当然ながら明確にというか間違いなく反対する閣僚がいらっしゃるということで、そういった事務の調整の中でそういう意欲的な表現とかそういったものがどんどん削られていくところがございます。ただ、それもやはり最後は調整なり折衝ですので、いかにたくさん我々としても仲間というか、より高いレベルから、いや、もう少し前向きに書くべきだよというような後押しがあったら我々も闘いやすいわけではございますが、そういう場合はやはりいろいろなところから御意見を、何とか声が上がっていくことが重要なのかなと思っています。

あと具体的な例で申し上げますと、昔教育振興基本計画を作ったときにまさにそういった形で、例えば先生をこれだけ増やすだとかそういったものを書こうと思ったのですが、結局閣議決定がいつまでたってもできないという事態が続いたことがありまして、最後は結局なかなか難しかったというような事実がございます。ただ、科学技術基本計画では5年間で総額をふわっと書いたことがありますが、総額とはどの額を見るのかとか、そのあたりはあえてきちんと詰めていないといった感じに多分なっただのではないかと考えております。

以上です。

【篠田委員】 いいですか。

私もやはり日本は圧倒的に文化予算は少ないということ、本当は数値目標を書ければ1番いいと思うのですが、今こそ時代が文化を要請しているのだという部分をもう少し前面に出していいのかというのを何回か申し上げさせていただいて、前回の宮田長官がお出になったとき、「誰かもう一言ありませんか」というときに言おうと思って言わなかったのですが、それはやはり日本が大災害時代に入っているという中で、今日の資料に「災害時で」と記載があり、おっ、いいことを書いてくれたかと思ったら、災害時にはやはり文化財とかそういうものの修復をしっかりとやりましょうと、これだとまた逆なんですよ。私はそうじゃなくて、それも大事なのですが、被災地域の首長の話を見ると、大概は地域のきずなが強いから復旧から復興へ立ち上がれたのだという、お亡くなりになった山古志村の村長なんかも前にずっとそれを言い続けていましたし、最近聞いたのは、新しく仙台市長になられた郡さんも、仙台は音楽の都、楽都と言われていたものが、自粛の影響もあったらしいですが、音楽なんてとんでもないという話になったらどんどん意気消沈して、これじゃ駄目だというので小さなグループが音楽のミニイベントを避難所でやったらとても勇気付けられて、やはり文化芸術、芸能が、地域のきずなを強くし、またうちひしがれた



気持ちを前へ向ける力がある、そういうあたりも今回の時代背景からかなり大事なポイントなのかと、やはり言えばよかったと思っていたので、ついここで言ってしまいました。

そして、今日は第1ラウンドと第2ラウンドの方の発表は相当違っていて、こんな効果的な投資とかイノベーションとかそんな言葉でいいのかという御意見の方もいらっしゃれば、日本文化は、クールジャパンの一番は食だよというのもあり、私は若干軽薄な方なんです、交流の人口の増加、インバウンドとかそういうものと、そしてこれだけお年寄りが増えて、そして障害者の方が社会参画していくということが要請されて、そこに文化芸術はとても力があるということを再度強く打ち出した方が今の時代に合っているのではないかと。そうすると私たち地方自治体ももう少し頑張っただけで独自予算も付けられるのではないかと思います。

【湯浅部会長代理】      ありがとうございます。

ほかの方はいかがですか。

【三好委員】      私も今日の話はずっと聞いていて3点ばかり改めて気が付いたのですが、一つは今まさに篠田市長がおっしゃったように文化振興、芸術文化の基本はやはり人づくりと地域づくり、この二つだと私は思っています、人とコミュニティというのが芸術文化の最終的に目指すべきところ、当面は芸術文化をどのように振興させるかですが、最終的にはそれは人づくりであり、地域づくりであると思います。今日も人材というのが、いろいろな意味で使われていたのですが、やはり最終的には教育基本法のところまで、法改正かどうかは別にしても教育基本法が一番大本、文化もやはり教育基本法が一番大本だと思っていますので、そういう意味では人づくりであるし、コミュニティづくり、まさに今市長がおっしゃるようにコミュニティの核となるのが芸術文化だと思いますので、そういう意味ではそこを最終目標であるというところはどこかで意識して、この基本計画を変えた方がいいのか改めて思いましたというのが1点目です。

あと2点目と3点目はまさに前半、後半の話で、基本計画というのがそもそもどういう性格なのかを改めてもう1回考え直した方がいいかと思ったのですが、どちらかという前半の方の議論は行政的な観点がより強い団体の皆さんの御意見で、その中で出てきたのは、はっきり今の行政分野が必ずしもお互いに整合性のとれていない部分がある、あるいはお互いに同じようなことをやっておきながら全然調整をしようとしていないような分野がある、例えばさっきも例に挙げた伝建地区と景観の話はまさにその最たるものかもしれませんが、そういうところを行政レベルで調整すべきところ、検討すべきところというのをもう少し計画の中に書いていく、もちろんこうすべしというのはなかなか今時点で書けないかもしれませんが、少なくともそこに問題があるということ、あるいは検討すべきテーマがそこにあるということはある程度明示していった方がいいのではないかと、行政計画としての内容をもう少し充実させていった方がいいのかと思いました。

それから3点目は、これも篠田市長がおっしゃった企業の話が、まさに今の計画の中にはなかなか十分触れられていないのです。行政計画だからあまり触れないのか、あるいは

基本計画なんだから企業サイドのことももう少し触れた方がいいのか、もちろん企業に対してああしろ、こうしろとまでは言えないかもしれませんが、企業にどういう取組が望まれているのか、さっきのように、特にお茶の話とか食文化の話は、むしろ行政がああしろ、こうしろというよりも、民間側でそういう活動がもっと盛り上がっていく、あるいは企業がそこにサポートする、それこそ企業のいろいろな活動の中にお茶の文化とか食文化というのをもっと積極的に入れていく、今日はたまたまお茶だったのですが、ほかのいろいろな文化的な活動というものを企業自身がもっと取り入れていくことをこの計画の中にもう少し触れてもいいのかと思いました。そこは行政計画とした場合にはどこまで言えるのかというのがありますが、少なくとも文化芸術に関する基本計画だというのであれば、やはりその企業サイドの取組について、事例なり具体的なものとして踏み込んでいった方がいいのではないかと。ただ政策としては、なかなか施策として出すのがあまり多くないかもしれないので、そのバランスのとり方はあるかもしれないし、ましてや指標にまでするというのは難しいかもしれないので、そこをどういう取り上げ方をするのかはもう一歩あるかもしれませんが、まさに今日あったような企業の役割というのはいくらも上げていっていいのではないかと改めて思いました。

以上です。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【松田委員】 手短かに一つだけ、先ほど篠田市長から御指摘があった災害のお話を聞いて、やはり施策まで落とし込まなくても、文言としてもう少し強調すべきかとは感じました。この言葉を入れ込むことによって、まだ復興に向かっている地域の人々、あるいは自治体の方々が勇気づけられる部分もあると思いますし、この先 5 年間にまた災害が起こるかもしれないことを考えますと何らかの文言はあった方が良くはないかと思いました。

資料 4-2、これまでの審議経過の 7 ページのところにイギリスの文章で 4 番目のところにレジリエンスという言葉が出ていて、これは最近の行政で結構使われるようになってきた言葉だと思うのですが、今回の我々の審議の中ではあまり出てこなかったと今改めて感じました。レジリエンスのようなものがとりわけ問われるのは災害のような苦境があった直後だと思いますし、そこから立ち直る上で地域のきずなが求められる、そこに文化芸術が大きな役割を果たすということを、仮に施策に落とし込めなくてももう少しだけ文章の中にちりばめることができたらいいいのではないかと思ったので、それを 1 点申し上げたいと思います。

以上です。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。では、よろしく申し上げます。

【河島委員】 細かいことですが、この冊子の 37 ページの戦略 5 のところの専門的人材

の確保・育成というところで、今日ちょうど話題に出ていた三つ目の丸が伝承者と学芸員と、何かやはりまだ分かれてここでは発想しているのですが、今日伺った話ではそれをつなげる、両方できる人でなければ駄目だっていうことだったので、せっかくお話を伺ったのでそれを反映させた方がいいように思うのです。

もっと言えば、イコモスの方もおっしゃっていたと思うのですが、やはりまちづくりまで含めてで、別に伝統文化財の保護と活用ができるだけではなくて、欲を言えばそこからまちづくりにどう生かしていくかということまでもできる人。委員の山出さんみたいな人がまさにそうで、そういう人って本当に育てられるものなのかどうなのかは若干疑問で、たまたまそういう人がいるところがとてもいろいろなことができるのですが、でも政策としては育てているという言い方をするしかないので、サポートするか、それがやや抜けていると、このページを今読んでいて、1番目がアートマネジメントで、2総合番目もメディアのアートマネジメントで、3番目は少し分かれている、4番目は文化行政なので、必ずしも行政の人ではなく、どこに所属していようがいろいろなそういった文化資源、地域にある文化的な資源をきちんと守ったり、創造しつつそれを生かしていく、それで都市や地域を創生していくという人材を作らなければいけないという話だと思うのですが、これはほかにどこかへ書いてありますか。

【湯浅部会長代理】 書いていないですね。

【河島委員】 もし何か、そういうニュアンスというかそういうお話だったと思いますので、是非学ぶことが多かったと思っていますので。

【湯浅部会長代理】 多分、分野別のワーキングがとても縦割りになっているため、各部会の意見をパッチワーク的につなぎ合わせた感じも若干あるのかもしれないかと思ったりしました。

先ほどの人づくりとか地域づくりはやはりとても大事な視点で、イギリスの文化プログラムのレガシープランを見ても、文化については、コミュニティづくりの中の一環に含まれていました。それは、レガシーとして、文化を通してどれだけ人々の結びつきが強くなり、地域が強くなることを目指すという視点があったからでした。なので、いろいろな事情で予算を1.5倍にするとは書けないとは思いますが、そういう結果に結びつくような、これだったらもっと文化に投資しようという機運が高まるような文章を盛り込める問いかもしれません。企業の視点での御発言も頂きましたが、文化芸術分野とマルチセクターのパートナーシップということなんだと思うのです。今日は、たまたま企業の方がいらっしやいましたので、企業とのパートナーシップのお話になりましたが、研究機関とのパートナーシップということもあります。文化芸術団体の日本の場合の課題として、研究者との関係がまだ少ないのではと思います。例えば英国では、心理学者や医療系の研究者、ロボット研究などの工学系の研究者との協働により、文化芸術の広範な効果の検証が行われています。そうした、領域を超えたパートナーシップが多く行われることで、地域や、広く社会に向けて文化芸術がより深く貢献できるようになると思うので、パートナーシップとい

う視点がもっと強く出てきても良いのではと思いました。人材については、まさに河島委員がおっしゃるとおりで、恐らくこれから必要になってくるのは、特定のハードスキルだけではなくて、ソフトスキルではないかと思います。今後、活躍する人材に望まれるスキルについて、もう少し具体的に考えていくべきではないかと思いました。

ほかにはよろしいですか。

【河島委員】 企業のことで三好委員がおっしゃったことは大賛成でして、それで、鳥井さんがせっかく委員でいらっしゃるのです、お忙しいからそんなには来られないと思うのですが、別途ヒアリングでどうですかね。前だったら加藤さんみたいな人が委員でいらしたから、そういう声が絶対あったのですが、今はそこが弱くなっているのかもしれないので、もし次回、よかったらお願いしたいと思うのですが。

【篠田委員】 加藤種男さんですか。

【河島委員】 ええ。今期は委員ではないので。

【三好委員】 今の点に少し補足しますと、暮らしの生活部会の方には確か書かれていたのですが、今日の御発表にもあったように、お茶にしる、食文化にしる、裾野がずっと広いんですね。それでさっき淡交会の方がおっしゃっていたように茶道をやろうと思ったら、それをやるためのいろいろな小道具がいっぱいあって、その小道具が今作れない、作る人がいなくなっている状態がかなりあるのです。これはほかの伝統工芸にもいっぱい同じような問題があって、伝統工芸品を作りたくてもあるパーツがどうしても手に入らない、あるいは楽器の方でも、これは芸団協の大和さんが言っていますが楽器でもそういう問題が起きている。これは行政的にやろうとすると、どうしてもまた保存とか保護とかそっちの方に行ってしまう、「昔のやり方でなければ駄目だ」みたいな話になってしまうとなかなか長続きしない。むしろ民間側で新しいやり方で、同じものではないが、新しいこういうものを開発していったらいいのではないかというのは、民間のアイデア、まさにそこそイノベーションの話だと思うので、伝統工芸においてもイノベーションというのはそういう意味ではあってしかるべきだと思うので、民間の方々にそういうことを考えてもらうのを促すような記述というのはあっていいのかと思いました。

【湯浅部会長代理】 何か CSR はあるが、という話があったので、多分新しい協働の形みたいなことが目指されているのかもしれないですね。

ほかには言い残したことがある方は。

【篠田委員】 我々は民も言も外してというのは何かむしろ今の流れに合っていないよねと、やはり総力だと思うのです。そして総力で地域を創生し、またコミュニティを強くし、そのことでレジリエンスも付けていくということで、これはやはりともすると行政と学ぐらいが精いっぱいかな、みたいな部分を大きく今回変えていただけるとすばらしいと思います。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

それでは、ちょうど時間になりましたので、こちらの方で終わりたいと思います。では、

事務局にお返しします。

【高田企画調整官】 今後の日程についてでございます。資料 5 に今後の日程について記載しております。次回は、ワーキング・グループは一応入りますが、年末、12月27日に文化審議会総会及び文化政策部会の合同会議がございますので、よろしくお願いたします。場所はまだ調整中でございます。

それと、配布している資料で、これは佐々木委員からですが、文化芸術による都市・地域創生というイベント、シンポジウムについての資料がございます。京都で行われますので、よろしければ是非参加いただければと思います。

あと、熊倉先生からもこちらのイベントの、これは東京足立区ですか、そこで行われるイベントでございます。今週末です。

あと、今日初めの方に日本遺産の選定というか、あるいはそれってどれぐらい、あるいはどういう話でというようなことがございましたが、担当課が来ていないのですが、私が知っている範囲で簡単に申し上げますと、もともと文化観光プログラムというものを作るという話があって、これを 200 か所作る。その 100 か所が日本遺産で、残り 100 か所が伝建群みたいなことで、観光の文脈から始まったものかと思っております。ただもう一方、先ほど制度としてきちんとすべき云々とありましたが、逆に文化財指定がない地域、特に国の指定がない地域などがこういったものに参加できないという意見などもあったりして、それで日本遺産については国指定だけに限らず、市指定だとかそういったものも含めて、文化財群として特にストーリーを作ればいいという形で、ああいった形で進んでいるということがございますが、おっしゃるとおり、より連携していけばもっといいものが生まれるのではないかとということももちろんございますので、そういった視点で今後も進めていきたいと思っております。

【三好委員】 私、あえて補足したかったのは世界遺産との関係が、そこが一番、制度的にいうと一番問題なのですが、それを言い出すと切りがないので言わなかったのですが。

【高田企画調整官】 あと保存と活用のところの人材の話がございましたが、おっしゃるとおり、都道府県とかでも文化財関係の専門家がいるように見えても、実は埋蔵文化財だけであったりとか、きちんとした保存修復の人が一体どれぐらいいるかということと非常に寒い状況であるのは事実でございます。そういった観点も含めて今年の概算要求で文化財活用センターのような取組を進めていくという予算要求にもなっておりますし、またアーツカウンシルなどの施策の中で、少しでもそういった核となる都道府県だとかにそれなりに人がそろっているような状態にしたいという思いで我々としては進めているところでございます。

以上です。

【湯浅部会長代理】 ありがとうございます。

— 了 —